戦没者の遺族の皆さんへ
請求期限が迫っています

戦没者の遺族の方に特別弔慰金が支給されることをご存じですか。

1. 支給の目的

特別弔慰金は、戦後40周年にあたって、国があらためて戦没者の遺族に対して、弔慰の意を表すために支給されるものです。

2. 支給の方法

特別弔慰金は、戦没者一人に対して、額面30万円の国債で支給され、昭和61年から昭和70年までの10年間にわたって毎年3万円づつ償還されます。

3. 支給条件

特別弔慰金をうけることができるのは、満州事変（昭和6年9月18日）以後の戦没者の遺族のうち、昭和60年4月1日現在において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合です。

4. 支給の対象者

特別弔慰金をうけることができるのは、主として次に記載された遺族のうち、次の順序に従って最も順位が先の方お一人に限ります。

㈠昭和60年4月1日までに弔慰金（遺族国債券）を受けた方

㈡戦没者の子

㈢戦没者と生計を共にしていた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（婚姻、養子縁組により昭和60年4月1日に氏がかわっている方は除かれます。）

㈣㈢以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹⑤その他の三親等内の親族（戦没者死亡まで引き続いて1年以上生計を共にしていた方に限ります。）

なお、昭和60年6月14日以後にすでに請求された方及び同順位の遺族として請求に同意された方は、請求しても重ねて受けることができませんので、くれぐれもご注意ください。

5. 請求期限

請求期限は、昭和63年6月13日です。期限までに請求しませんと受給できなくなりますのでご注意ください。

6. 受付窓口

最寄りの市区町村の援護担当課が受付窓口になっております。請求用紙は、受付窓口に備えてありますが、他に戸籍抄本等も必要です。なお、支給条件、支給順位など詳しいことは下記にご相談ください。

月潟村役場住民課
保健福祉係
県民生部援護高齢福祉課
援護係
（025・285・5511）
（内線2534・2535）

労働保険料の申告・納付はお済みでしょうか

期限は　4月1日～5月1日までです

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年事業主が年度初めに概算額で申告・納付し、次の年度で確定額を申告して精算する仕組みになっています。

昭和62年度の確定保険料と、昭和63年度の概算保険料の申告・納付は5月16日までです。

まだ、手続きをされていない事業主の方は、早めに済ませてください。

また、この事務手続きを労働保険事務組合に委託している事業主の方は、事務組合の指定する日までに手続きをしてくださるようお願いします。

❀ 年度より雇用保険料が、一般145％、農林水産業、清酒製造業16.5％、建設の事業17.5％に変わります。

お問い合わせは、新潟県雇用保険課（電話025－285－5511内線2859）、巻公共職業安定所（電話0256－72－3155）、新潟労働基準局労災補償課（電話025－266－4162）又は最寄りの労働基準監督署へ。

昭和63年度 労働保険年度更新説明会・集合受付案内

説明会

。日時　4月21日（木）1時30分～4時

。会場　新潟県建設会館　新潟市新光町7番地5

。参集地区　管内全域

。対象業種、建設業

。日時　4月22日（金）1時30分～4時

。会場　巻町公民館　西蒲巻町7区

。参集地区　西蒲地域

。対象業種　建設業以外

記入指導会集合受付

日　時　5月9日（月）10時～3時

会　場　巻町公民館

参集地区　西蒲地域

対象業種　全業種

春の全国交通安全運動

期間　4月6日（水）～4月15日（金）

―スローガン―

『ありがとう
人も車も
ゆずりあい』

三大重点止

㈠子供と高齢者の交通事故防止

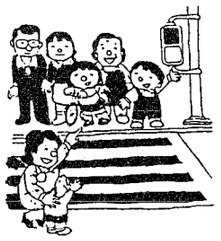

㈡二輪車の交通事故防止
〝若者運転者の無謀運転の追放〟

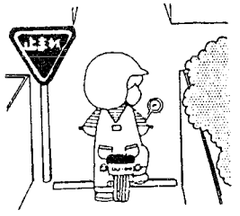

㈢正しい方法による、シートベルト・ヘルメット着用の徹底

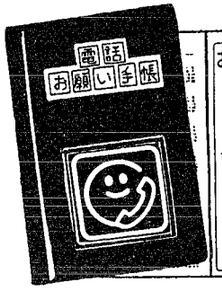

◎停電のお知らせ

4月12日（火）釣寄の一部で（木滑線63号～81号間）9時～11時30分の間停電となりますのでお知らせいたします。

「電話お願い手帳」広げよう3分間のまごころ

この「電話お願い手帳」は、耳や言葉の不自由な方が、外出先等で急に電話連絡をする必要に迫られた時、用件や連絡先等を書いて近くの人に「私に代わって電話をしてください。」と、お願いする時使用するものです。

ほんの3分間の親切です。オレンジ色の手帳を差し出されたら快く引き受け、その人の代わりになって電話をかけてあげるよう、ご協力をお願いします。

春の火災予防運動実施

「消えたかな！気になるあの火もう一度」
4月1日～4月14日

春の空気が乾燥し、強風が吹く日が多くなる季節です。

毎年この時期に大きな火災が発生しています。一人一人が火の元に十分注意し、火災予防に努めて下さい。

（火の用心七つのポイント）

一、寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
二、子供は、マッチやライターで遊ばせない
三、風の強いときは、その場を離れない
四、天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
五、家のまわりに燃えやすいものを置かない
六、ふろの空だきをしない
七、ストーブには、燃えやすいものを近づけない

毎日午後九時は「消防の時間」
毎月七日は「消防の日」